

極東国際軍事裁判所条例

二 管轄及び一般規定

第五条 人並に犯罪に関する管轄

本裁判所は個人又は団体員として平和に対する罪又は平和に対する罪を含む犯罪に付き訴追せられたる極東戦争犯罪人を審問及び処罰する権限を有す。左に掲ぐる一又は数個の行為は個人責任ある犯罪とし本裁判所の管轄に属す

(ロ) 通例の戦争犯罪 即ち戦争法規又は戦争慣例の違反

(ハ) 人道に対する罪 即ち戦前又は戦時中民衆に対し為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐使、追放その他の非人道的行為或は犯行地の国内法違反たると否とを問わず本裁判所の管轄に属する罪の遂行として又は之に関連して為されたる政治的又は人種的理由に基く迫害、上記の罪の何れかを犯さんとする共同計画又は陰謀の立案又は実行に参加せる指導者、組織者、煽動者及び共犯者はかかる計画の遂行に参加せる者の為したる一切の行為に付其の責に任ずるものとする

●日本国との平和条約

(昭和二七・四・二八)
五

発効 昭和二七・四・二八(昭和二七外告一〇)

第一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

第十六条

日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた国にある又は連合国のいづれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が衡平であると決定する基礎において、捕虜であつた者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならぬ。この条約の第十四条(a)(ii)から(v)までに掲げる種類の資産は、条約の最初の効力発生の時に日本国に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡しから除外する。またこの条の引渡規定は、日本国の金融機関が現に所有する一万九百七十株の国際決済銀行の株式には適用しないものと了解する。

未成年ノ
婦女ニ對
スル犯罪
行為

成年ノ婦
女ニ對ス
ル犯罪行
爲

第一條

何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル爲醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要素タル各行爲カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

第二條

何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル爲醜

第三條

行ヲ目的トシテ詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、權力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ右犯罪ノ構成要素タル各行爲カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

犯罪ノ處
罰確保ノ
義務

締約國ハ現ニ其ノ法制カ前二條ニ定ムル犯罪ヲ防遏スルニ充分ナラサルトキハ右犯罪ヲ其ノ輕重ニ從ヒ處罰スル爲必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機關ニ提案スヘキコトヲ約ス

一九二五年(大正一四年)一〇月二二日加入通告書寄託
一九二五年(大正一四年)二月二日 公 布
加入通告書寄託ノ日ヨリ六月ヲ經テ實施

一 強制労働ニ關スル條約

一九三〇年(昭和五年)六月二八日條約案トシテ採擇
一九三二年(昭和七年)五月一日 效力發生
一九三二年(昭和七年)一〇月一五日 批 准
一九三二年(昭和七年)一月二一日 批 准 登錄
一九三二年(昭和七年)二月七日 公 布

第十一條

推定年齢十八歳以上四十五歳以下ノ強壯ナル成年男子ノミ強制労働ニ徵集セラルルコトヲ得本條約第十條ニ定メラルル種類ノ労働ニ付テノ外左ノ制限及條件ニ從フベシ

第二十五條

強制労働ノ不法ナル強要ハ刑事犯罪トシテ處罰セラルベク又法令ニ依リ科セラルル刑罰ガ眞ニ適當ニシテ且嚴格ニ實施セラルルコトヲ確保スルコトハ本條約ヲ批准スル締盟國ノ義務タルベシ

強制労働ニ徵集シ得ル者及條件

強制労働ニ對スル處罰規定及其實施

○ポツダム宣言

九四五・七・六

九 日本國軍隊は、完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し、平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし。
十 吾等は、日本人を民族として奴隷化せんとし又は國民として滅亡せしめんとするの意圖を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へらるべし。日本國政府は、日本國國民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に對する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人權の尊重は、確立せらるべし。
十一 日本國は、其の經濟を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し、日本國をして戦争の爲再軍備を爲すことを得しむるが如き産業は、此の限に在らず。右目的の爲、原料の入手(其の支配とは之を區別す)を許さるべし。日本國は、將來世界貿易關係への参加を許さるべし。

醜業ヲ行ハシムル爲ノ
婦女賣買禁止ニ關スル
國際條約